

PFOSなど有機フッ素化合物による水質汚染に関し、
比謝川及び町内全井戸の水質調査等を求める意見書

沖縄県企業局が平成30年に実施した嘉手納基地周辺の水質調査において、比謝川及びその周辺の湧水等から米国環境保護庁が設定した飲料水に関する生涯健康勧告値を超えるPFOSやPFOA等の有機フッ素化合物が検出された。

企業局から報告を受けた県環境保全課が、今年1月に前回の調査箇所に水釜地区の井戸を追加した6地点を再調査したところ、うち5地点でPFOS等が検出された。比謝川周辺の湧水「屋良ウブガー」からはPFOS・PFOAの合計値2,100ナノグラム・パー・リットル (ng/L)、「屋良ヒージャーガー」では同1,700ng/L、町文化財に指定されている「屋良シリーガー」でも同980ng/Lが、また字水釜の井戸からも同2,000ng/Lと、生涯健康勧告値70ng/Lを大幅に超える高濃度な数値が検出された。

嘉手納町民は嘉手納基地から発生する昼夜問わず轟く騒音及び悪臭被害に苛まれているなか、生命の源である水までもが汚染されている実態に対し、町民から激しい憤りと健康面を不安視する声が高まっている。

汚染源を特定し除染に向け有効な対策を講じなければならないが、町民の健康面への不安を和らげるためにも、一日も早く町内全井戸の水質調査の実施、町内の地下水汚染範囲の特定及び比謝川や湧水等に生息する水生生物への影響を調査し公表することを切望するものである。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、安全及び平穏な生活を守る立場から、速やかに下記事項の実現を図るよう要請する。

記

- 1 町内全井戸の水質調査を実施すること。
- 2 町内における地下水の汚染範囲を特定するため、町内地下水脈調査を実施すること。
- 3 比謝川全支流の水質調査を実施すること。
- 4 今回、県が水質調査を実施した各地点において継続的なモニタリング調査を実施すること。
- 5 比謝川や湧水等に生息する水生生物への影響調査及び比謝川に堆積している汚泥の調査を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月2日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)
沖縄県知事